

令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内で生産された農林水産物やその加工品、又は市内で製造された商品の販路拡大及び新規需要開拓を目的として商談会等へ出展する市内の事業者を支援し、本市産業の活性化と発展に資するため、予算の範囲内において令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) とわだ産品 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 市内で生産される農林水産物
 - イ 原材料の一部又は全部に市内で生産される農林水産物を使った加工品
 - ウ 市内で製造された商品
- (2) 市内で製造された商品 調達した原材料を用いて、切断、加熱、調味、熟成、組立等のいずれかの加工を市内で行い、製品の主要な特徴（味、形、機能等）を形成したものをいう。ただし、単なる選別、包装、詰替等の軽微な作業にとどまるものは含まない。
- (3) 商談会等 県外（国外を含む。）において、商談や販路の開拓を目的に開催される商談会、展示会及び見本市並びに対面販売や試食販売を行う催事をいう。
- (4) 出展 商談会等に出展又は出品する行為をいう。
- (5) チェーン店 次のアからエまでのいずれかに該当する店舗をいう。
 - ア 同一の店舗名、イメージ等で単一の資本が直接運営する店舗
 - イ 同一の標識を用い、同種の商品又はサービスを販売して事業を行う、複

数の加盟社が構成する事実上の集団に属する店舗

ウ 異なる経営主体が結合し、複数店舗で販売機能を展開するとともに、情報等を本部に集中化することにより組織の結合を図り、仕入れ、販売等に関する戦略を統一的に運営する結合体に属する店舗

エ 特定の事業者との特約により、その系列に属し、一定の地域内における独占的な販売権を付与される代わりに、当該事業者のマーケティング戦略に協力する店舗

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、個人、法人（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に限る。）及び団体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に住所又は事務所、事業所等を有すること。
- (2) 団体にあつては規約等を有し、かつ、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されていること。
- (3) チェーン店を経営していないこと。
- (4) 市税の滞納をしていないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条に規定する暴力団又は同上第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接に関係を有している者ではないこと。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとする者ではないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第6条に規定する補助金の交付の決定をした日以後に支払ったとわだ産品を出展する事業（以下「補助対象事業」という。）に係る経費であつて、別表第1に定めるものとする。

2 補助対象経費について、国、県、公共的団体等から助成を受けるときは、当該助成金の額を補助対象経費から控除するものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費の全額に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は上限額のいずれか低い額以内とし、補助率及び上限額は別表第2に定めるものとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、出展する商談会等の7日前までに令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が個人の場合には住民票の写し、法人の場合には法人の登記事項証明書及び常時使用する従業員の数がわかる書類、団体の場合には団体の規約及び構成員名簿
- (2) 十和田市が発行する完納証明書
- (3) 出展する商談会等の概要がわかる書類
- (4) 前条第1項に規定する補助対象経費の算出の根拠となる見積書等
- (5) 第2条第1号に規定するとわだ産品であることが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号（申請者が個人の場合に限る。）又は同項第2号に規定する書類の情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 補助金の申請は、補助対象事業1回につき1件の申請とし、同一の申請者による複数回の申請を妨げない。

4 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助金の率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、

これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第3号)に変更等の内容を確認できる書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金計画変更(中止、廃止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納品書、請求書及び領収書の写しその他補助対象経費を支出したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象事業の実績がわかる写真等
- (3) その他活動実績の参考となる資料

2 補助事業者は、第4条第4項ただし書の規定に該当するときは、前項の実績報告書の提出に当たって、消費税等仕入控除額を補助金額から減額して報告し

なければならない。

3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税等仕入控除額が確定したときは、その金額（前項の規定によりあらかじめ減額して報告した補助事業者については、確定した消費税等仕入控除額が減じた額を上回る部分の金額）を令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金消費税等仕入控除額報告書（様式第6号）により報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条第2項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、前条の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、概算払を必要とする場合にあっては、令和8年度とわだ産品販路開拓支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）によらなければならない。

（事業実施後の措置）

第12条 市長は、補助対象事業の完了後においても、必要に応じて補助事業者に事業の実施状況について報告させ、及び職員による事業所等への立入検査をすることができる。

（帳簿等の整備）

第13条 補助事業者は、補助対象事業の経理を明確にするため、当該事業に係る

収支を記載した帳簿を設け、証拠書類を整備し、当該事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	内容
謝金又は委託料	通訳及び説明員に対する謝金又は委託料（補助対象者が雇用する者に係る経費を除く。）
旅費	<p>(1) 交通費 次のアからケまでに掲げる市内から商談会等の開催地までの移動に係る費用の合算額とする。ただし、1往復かつ2名分を上限とし、その金額については、実費額又は十和田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成17年十和田市条例第51号。以下「旅費条例」という。）に規定する一般職の職員の例により算定した額のいずれか低い額とする。旅費条例に規定のない費用については、合理的かつ妥当なものと認められるものに限る。</p> <p>ア 鉄道費</p> <p>イ バス運賃</p> <p>ウ 船賃</p> <p>エ 航空費</p> <p>オ 車賃（タクシー代を除く。）</p> <p>カ 車両借上料（レンタカーに限る。）</p> <p>キ 燃料費</p> <p>ク 有料道路通行料</p> <p>ケ 駐車場使用料</p> <p>(2) 宿泊費 2名分を上限とし、その金額については、実費額又は旅費条例に規定する一般職の職員の例により算定した額のいずれか低い額とする。</p>
消耗品費	催事における販売用商品代以外の消耗品費

印刷製本費	資料等の印刷費
通信運搬費	郵便料又は送料
出展料	商談会等の主催者が定めた基本出展料（小間料、売上手数料）
小間装飾費	出展ブースの設営又は装飾に使用する物品購入費
借上料	備品借上料

※ いずれにおいても補助対象経費の金融機関等への振込手数料は補助対象外とする。

別表第2（第4条関係）

開催場所	区分	補助率	上限額
国内（県内での開催を除く。）	商談会、展示会又は見本市	1/2	30万円
	催事	1/2	15万円
国外	商談会、展示会若しくは見本市又は催事	1/2	60万円